

【設問 1】

課題 1

1. 被告が甲となる見解

原告の意思を基準とする（意思説）立場から、本件訴訟の被告が甲となると解される。

原告 X は、本件賃貸借契約の賃借人である甲社が賃料を支払わないことを理由に同契約を解除し、これに伴う賃借物の明け渡しを求めて訴えを提起した。このことから、X が乙の代表者事項証明書を添付したのは乙を甲と誤認したことによるものであり、訴状における「M テック」との記載は、商号変更前の甲社を指すと解釈することが合理的である。

2. 被告が乙となる見解

訴状全体の記載から当事者を決める（実質的表示説）立場から、本件訴訟の被告が乙となると解される。

訴状には「M テック」が被告となっており、添付されている書類も、同年 4 月 16 日に発行された乙の代表者事項証明書であった。乙社の設立年月日についての記載はなく、訴状及び附属書類からも、被告が乙社でないとうかがえる事実がなかった。そうすると、訴状に記載されている「M テック」は乙社であると考えるのが合理的である。

課題 2

1. 自白の成立の可能性

自白とは、相手方の主張と一致する、自己に不利益な事実の陳述をいう。そして、不利益か否かは、基準の明確性の観点から、証明責任に依拠して決すべきである。また、事実とは、自由心証主義（法 247 条）との抵触を避ける観点から、主要事実に限られる。

請求事実（1）～（3）はいずれも原告 X が証明責任を負うものである。そして本件訴訟の訴訟物は賃貸借契約の終了に基づく建物明け渡し請求権である。ここでは、本件請求事実（1）～（3）はすべて、賃貸借契約の終了及びこれに伴う建物明け渡し請求権の発生を判断するのに必要な主要事実該当する。

したがって、A の第 2 回口頭弁論期日における陳述は、自白に該当する。

2. 自白が成立している場合における撤回の可否

前述したように自白が成立すれば、第 3 回口頭弁論期日における A の主張は、自白の撤回に当たる。

裁判上の自白は、弁論主義第二デューゼにより裁判所拘束力が生じ、それを基礎に禁反

言（2条）に基づき当事者拘束力を生ずる。

もっとも、自白した事実につき反真実かつ錯誤の証明がされた場合、そのような事実を基礎に裁判をすることが不当であり、自白者の権利もいまだ保護に値するから、撤回は許され则认为る。

第3回口頭弁論期日において、Aは上記（1）の自白を撤回する主張をし、証拠として、乙の全部事項証明書を提出した。全部事項証明書には、乙の設立年月日が記載されているから、請求原因事実（1）（2）（3）の時に乙は存在しないことが明らかである。反真実の立証があり、Aの錯誤は事実上推定される。

しかし、上記撤回は判決言い渡し期日直前にされた。第1回、第2回口頭弁論期日で主張する機会があったにもかかわらず、Aはその際に主張しなかったことから、この撤回は時期に遅れた防御方法（157条1項）といえる。さらにAは、裁判所に提出された資料のみからも、少なくとも重過失が認められる。

よって、裁判所は、自白の撤回をじきに遅れた防御方法として却下すべきである。

設問2

最判昭和62年は主観的追加的併合を否定したが、一切の例外を許さない趣旨ではない。同判例が指摘する問題が存在しない場合、例外的に主観的追加的併合が認められる。

（1）第1の問題（訴訟経済）

上記判例の趣旨は、新訴に対して旧訴の訴訟状態を当然に利用できるとすると、新訴当事者の手続き保障を害してしまい、訴訟経済に資するとはいえないことにある。

しかし、本件訴訟でXが被告に追加しようと考えている甲社の元代表取締役は、現に本件訴訟で被告となっているAである。さらに甲社の現在の代表取締役Bは、Aの配偶者である。これらのことから、本件訴訟の訴訟状態を甲に対する新訴で利用しても、新訴当事者Bは、Aとともに当事者となっている限り、旧訴訟の状態を利用することができ、応訴する際における負担が少なく、手続き保障が害されるは言い難い。

したがって、第1の問題は当てはまらない。

（2）第2の問題（訴訟の複雑化）

上記判例の趣旨は、通常共同訴訟においては共同訴訟人独立の原則（39条）が妥当し、主張共通は認められないが、証拠共通は認められるため、立証活動において、旧訴両当事者に新当事者を加えた三者の利害が交錯する点にある。

もっとも本件において、旧訴訟では請求原因事実について乙が自白しているところ、弁論の併合の結果、この訴訟状態が新訴訟に引き継がれることにより、裁判所は自安全帯を統一的に把握することができるようになるから、必ずしも訴訟が複雑化するという弊害は生じない。

したがって、第2の問題は生じない。

(3) 第3の問題（軽率な提訴）

上記判例の趣旨は、主観的追加的併合を無限定に認めると、軽率な提訴等が誘発される点にあるから、やむを得ない事情がある場合に限定すれば、問題は回避できるという点にある。

Xが甲を本件訴訟の被告として追加したいと考えている。Xが乙に対して訴訟を提起した際に乙を甲と誤認したことから、Xが当時甲を相手として提訴したかったことがうかがえる。そしてXが乙を甲と誤認した主な原因が、甲の商号変更、乙の設立及び甲の旧照合の使用等のAによる一連の行為にあることから、Xは被告の誤認について帰責性が乏しいため、この事案において主観的追加的併合による被告の追加を認めたからといって、必ずしも軽率な提訴が誘発されるとは認定できない。

したがって、第3の問題は生じない。

(4) 第4の問題（訴訟の遅延の可能性）

上記判例の趣旨は、主観的追加的併合を無限定に認めると、訴訟遅延により不当な結果となりうる点にあるから、追加の心理が必要となる程度と併合を認めるべき必要性を考量して、相当と認められる場合に限定すれば、問題は回避できる。

そもそも訴訟手続きの遅延が不適法となるのは、それが著しい場合に限る。本件についてみるとXが甲を被告に追加する旨を申し立てたのは第1審手続きの継続中であり、旧訴訟の訴訟状態が引き継がれることなどからすれば、遅延が発生するとしてもその程度は著しいまでは推定できない。

したがって、第4の問題は生じない。

設問3

1. 文書とは、文字またはこれに準ずる記号で思想が表現され、知覚によって認識できる有体物をいう。

USBメモリは、コンピューター等の出力装置がなければ、保存された電子ファイルを開読できないことから、知覚によって認識できず、文書に該当しない。

2. 231条の趣旨は、記録された情報の性質上、記録媒体を原本として書証の手続きよることが適切な点にあるから、「情報を表すために作成された物件」かは、記録された情報の性質が書証の手續に適するかで判断する。

USBメモリは、保存されるファイル形式によってテキスト、画像、音声、動画等様々な性質の情報が記録されうるから、書証の手續に適するかは個別具体的に判断する必要がある。

本件USBメモリに保存されている合意書は、処分証書の性質を有する。したがって、本件合意書の成立の申請(228条1項)が認められれば、本件合意が成立したと認められる。

本件合意書の成立の真正を判断するには、賃貸人記名欄の氏名及び住所の入力がXの意

思に基づくものか、改ざん等がないかについて、電子署名（同条4項、電子署名法3条参照）の有無、作成者、作成日時、最終更新日時等の情報を確認する必要がある。本件合意書の内容を出力した文書を原本として取り調べるのでは、上記各情報が欠落するから、不適切である。

以上から、本件合意書を保存したU S Bメモリは、記録された情報の性質が文書成立の真正等に係る書証の手續に適するから、「情報を表すために作成された物件」に当たる。

よって、231条を上記U S Bメモリに適用することができる。